

政策研究大学院大学におけるキャンセル料及び変更手数料の取扱いについて

- ・ キャンセル及び変更が生じた理由が、本人の責めに帰さないやむを得ない事情である場合に限り、キャンセル料及び変更手数料を支出する。
- ・ 科研費等間接経費が配分される研究費を財源としている場合のキャンセル料は、間接経費からでも支出可能である。なお、旅程が変更となった場合の変更手数料は、旅費として直接経費から支出する。
- ・ 大学改革推進等補助金など一部の資金では、支出できない場合や支出の可否について配分機関への相談を要する場合があるため、留意すること。

<キャンセル料・変更手数料を支出できないケース>

- ・ 本学の教職員が出張する際の自己都合（※）による出張予定の変更
※自己都合＝他大学での講義、他機関での委員会出席、自身で調整が可能であった講義などの他、診断書の提出がない本人の病気・怪我、忌引きが付与されない身内の不幸などもこれに含む。

<キャンセル料・変更手数料を支出できるケース>

- ・ 学外者を招聘する場合で、先方の都合による出張予定の変更
- ・ 大学の都合により、やむを得ず旅行命令内容が変更になった場合
- ・ 用務先の都合による出張予定の変更
- ・ 天災による出張予定の変更
- ・ 出張先の政情不安等による出張予定の変更（外務省海外安全ホームページで危険情報が発出されている場合）
- ・ 感染症流行にともなう渡航制限による出張予定の変更（外務省海外安全ホームページで感染症危険情報が発出されている場合）
- ・ 交通機関のトラブル（事故による遅延など）による出張予定の変更
- ・ 身内に不幸があった場合で忌引きが承認される範囲にかかる出張予定の変更
- ・ 出張者本人の病気及び怪我（親、配偶者、子の病気及び怪我の看護も含む。）による出張予定の変更（医師が作成する診断書により出張業務の遂行が不可能だと証明される場合に限る。）
- ・ 旅行命令の発令後に、妊娠が判明した場合（母子手帳での確認ができる場合に限る）
- ・ その他特別休暇が承認される事由による出張予定の変更（実際には特別休暇を取得せず、年次休暇により処理した場合を含む。ただし、事前に日程調整が可能な事由によるもの（ボランティア、結婚、父母の追悼、夏季休暇等）を除く。）

※ ここに掲げる事由であっても、明らかな調整不足により生じた変更の場合は支出しない。